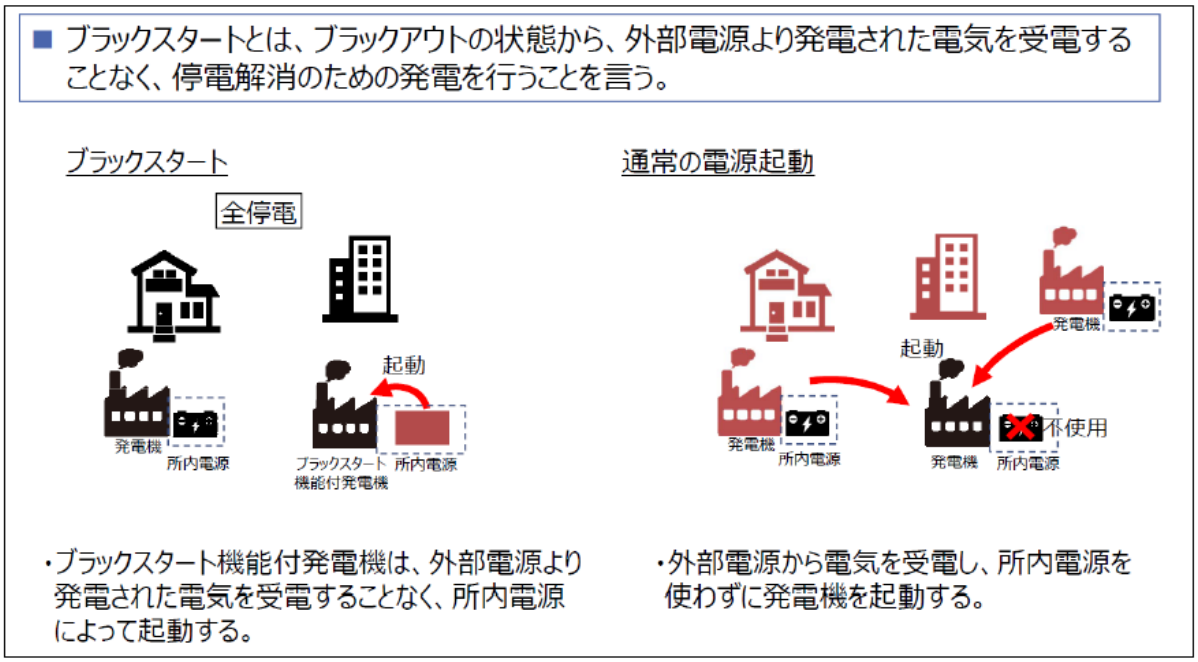
別紙

募集概要について

	ブラックスタート機能（２０３１年度向け）
募集規模	・２発電所４ユニット ・入札していただく発電所の必要電力（ｋW）および必要電力量（ｋWｈ）については、技術検討等を通じて別途通知※1する。 ※1 発電所個々の状況を勘案のうえ通知要否を検討
提供期間	・２０３１年4月１日～２０３２年3月３１日までの１年間
入札の条件	・「契約電源等の機能」、「契約電源等の運用」、「技術的信頼性」、「当社の電力系統に連系することについての技術検討」および「ブラックスタート機能についての技術検討」に記載の要件を満たすこと。
入札価格	・契約電源等を維持するために要する年間費用（適正利潤を含む。対象系統における募集の廃止が公表されている場合には、ブラックスタート機能・設備のうち、募集廃止以降も発生する費用を含む。）から、応札者が当該契約電源等の活用により想定している期待利潤および容量市場からの想定期待利潤（容量市場への応札の有無を問わない）を控除する。 ・期待利潤からは、「必要電力（kW）・必要電力量（kWh）の確保に伴い、卸電力市場への投入等ができないことによる期待利潤の減少分」を、容量市場からの想定期待利潤からは、「必要電力（kW）・必要電力量（kWh）の確保に伴い、容量市場への投入等ができないことによる期待利潤の減少分」を、それぞれ控除する。 入札価格 ＝ 契約電源等を維持するために要する年間費用 －（期待利潤 － 期待利潤の減少分） －（容量市場からの想定期待利潤－ 容量市場からの想定期待利潤の減少分） ・上記により算定した結果と逸失利益相当額※2および最低保証額※3の合計との大小関係から、入札価格は以下のとおりとする。 （１）逸失利益相当額＋最低保証額≦入札価格算定結果 算定結果を入札価格とする。 （２）逸失利益相当額＋最低保証額＞入札価格算定結果 逸失利益相当額と最低保証額の合計を入札価格とする。 ※2 ブラックスタート機能公募に入札することによって発生する逸失利益相当額（期待利潤の減少分＋容量市場からの想定期待利潤の減少分） ※3 契約電源等を維持するために要する年間費用（適正利潤を含む。）のうち、ブラックスタート機能を維持するために追加的に発生する非常用発電機に係る費用、訓練費等の年間費用の金額
落札案件の決定	・入札の条件を満たしているかを、入札の条件に定める技術検討の結果および提出書類の内容にもとづき確認する。 ・入札の条件を満たす案件の応募が募集規模を上回る場合は、入札価格が安価なものから落札案件を決定する。
契約条件	・ブラックスタート機能の提供に係る基本料金は、以下の算定式により算定した金額とする。 基本料金 ＝ 契約電源等を維持するために要する年間費用 －（期待利潤 － 期待利潤の減少分） －（容量市場から支払われる対価相当額－ 容量市場から支払われる対価相当額の減少分） ・上記により算定した結果と逸失利益相当額※4および最低保証額※3の合計との大小関係から、基本料金は以下のとおりとする。 （１）逸失利益相当額＋最低保証額≦基本料金算定結果 算定結果を基本料金とする。 （２）逸失利益相当額＋最低保証額＞基本料金算定結果 逸失利益相当額と最低保証額の合計を基本料金とする。 ※4 ブラックスタート機能公募に入札することによって発生する逸失利益相当額（期待利潤の減少分＋容量市場から支払われる対価相当額の減少分）

	ブラックスタート機能（２０３１年度向け）
契約条件	・「基本料金に係る覚書」を締結する際は、期待利潤および期待利潤の減少分を再算定いただき、入札時に算定された該当価格との比較により精査したうえで、基本料金を決定する。 なお、再算定された基本料金は、入札時の期待利潤および期待利潤の減少分を用いて算定される基本料金を原則上回らないものとする。 ただし、以下の条件をいずれも満たす場合は、増額を認める。 （１）基本料金の増額が、入札以降に発生した法令･制度の変更、または契約電源等の活用に係る市場の価格変動の何れかにより生じたものであること。 （２）上記（１）の法令・制度の変更または市場の価格変動が、応札者に責のないものであり、かつ他の応札者にも等しく影響を及ぼすものであること。 （３）再算定の基礎となる期待利潤および期待利潤の減少分等の算出において、合理的かつ客観的に妥当であると認められる根拠および資料が提出されること。 （４）再算定の結果、算出された基本料金が合理的かつ客観的に妥当であると、当社が認めること。

＜参考＞ブラックスタート機能



（出典）第２回平成 30 年北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に関する検証委員会（2018 年 10 月 9 日）参考資料２

以　上